（豊島区）

**○**[**豊島区旅館業法施行条例**](http://www.city.toshima.lg.jp/reiki/reiki_honbun/al60008191.html)

平成24年3月23日

条例第12号

第1条から第3条　＜省略＞

(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)

第4条　法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

(1)から(7)　＜省略＞

(8)　浴室については、次の措置を講じること。

ア　湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。

イ　浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

ウ　共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。

エ　浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水を貯留する貯湯槽(以下単に「貯湯槽」という。)を使用するときは、次の措置を講じること。

(ア)　貯湯槽内部の生物膜その他汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽内部の生物膜その他汚れ等を除去すること。

(イ)　貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

オ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。

(ア)　ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

(イ)　浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

(ウ)　集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

(エ)　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(オ)　浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

カ　エ及びオの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。

(9)から(11)　＜省略＞

(12)　旅館業を営む者(以下「営業者」という。)は、前各号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。

＜中略＞

第7条　旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)から(6)　＜省略＞

(7)　浴室は、次の基準によること。

ア　洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。

イ　共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。

ウ　和式浴室を設ける場合には、十分な数の上り湯栓及び水栓を有すること。

エ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

(ア)　ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

(イ)　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(ウ)　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

(エ)　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

(オ)　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

(カ)　循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

オ　浴室は、その内部を当該浴室の外側から見通すことができない構造であること。

＜以下省略＞

○豊島区旅館業法等の施行に関する規則

昭和55年5月31日

規則第29号

第1条第9条　＜省略＞

(貯湯槽を使用するときの措置)

第10条　条例第4条第8号エ(ア)に規定する貯湯槽内部の規則で定める清掃及び消毒は、温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉を貯留する場合、1年に1回以上行うものとする。

2　条例第4条第8号エ(イ)に規定する規則で定める温度は、摂氏60度とする。

(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)

第11条　条例第4条第8号オ(ア)に規定にするろ過器の規則で定める逆洗浄等及び内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。

2　条例第4条第8号オ(イ)に規定する配管の規則で定める内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。

3　条例第4条第8号オ(ウ)に規定する集毛器の規則で定める清掃は、毎日行うものとする。

4　条例第4条第8号オ(オ)に規定する浴槽水の規則で定める水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

＜以下省略＞